

株価ボード利用約款

総則

第1条 本約款は、ひろぎん券株式会社(以下、「当社」という)をご利用の個人のお客様に対し、当社がインターネットを通じて提供し表示する株式情報サービス(以下、「本サービス」)に関して定めます。

本サービスの利用

第2条 本サービスの利用は、お客様(以下、「会員」という)が当社インターネット取引口座を開設し、利用のお申込みをいただくことにより利用可能になるものとします。

法令等の遵守

第3条 本サービスの利用にあたっては、会員ならびに当社は、本約款、各種法令ならびに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

内容

第4条 本サービスは、当社がアクセス権を付与するインターネットを通じた証券情報であり、情報の種類、内容は、当社が定めるものとします。

利用期間

第5条 本サービスの利用期間は、当社が会員の利用申込みを承認した日から第8条に基づき、会員への本約款の適用が解除される日までとします。なお、一定期間ご利用が無い場合は本契約を解除させていただく場合があります。

利用料金

第6条 本サービスの料金は、当社がこれを定めるものとします。

会員の資格、責任

第7条 会員は、本サービスの情報を会員自身のためにのみ、かつ本サービスを利用するためのアクセス権を有する方法に限り利用するものとし、以下に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 会員は、本サービスを営業の目的を持って利用しないものとします。
- (2) 会員は、本サービスの情報を独自に加工するなど本サービスに関する著作権、商標権、その他の知的財産権を含む権利を侵害する行為を行わないものとします。
- (3) 会員は、本サービスの取得後の情報を再配信することはできません。
- (4) 会員は、本サービスのアクセス権を他人に譲渡又は転貸することはできません。
- (5) 会員の責に帰すべき事由により当社が損害を被った場合、会員はその被った損害を賠償す

るものとします。

(6) 会員は、本サービスの利用に当たり、当社の定める手順、セキュリティを遵守するものとします。

会員資格の停止、抹消

第8条 会員の資格は、次に掲げる事項の何れかに該当することになった場合は該当事由が解消されるまでの間は停止または抹消できるものとします。

2 会員の資格は、次に掲げる事項の何れかに該当することになった場合は取消されるものとします。

- (1) 第7条に定める会員資格、責任が遵守されなかった場合。
- (2) 会員がインターネット取引約款及び本約款に照らし不相当であると当社が判断した場合。
- (3) 会員が当社インターネット取引口座の解約の申し出をし、当社がこれを認めた場合。

本サービスの中止

第9条 当社は次に掲げる事項の何れかに該当する場合は、本サービスを中止します。

- (1) やむを得ない事由により、当社が中止を申し出た場合。
- (2) 当社又は本サービスに関する情報提供元の事由により、本サービスを提供できなくなった場合。

会員資格の停止、抹消

第10条 会員の属するプロバイダー等回線状況により遅延及び障害が発生したとしても会員が自らの責任と費用負担により、それを解決するものとし、当社及び本サービスに関する情報提供元はその原因調査及び解決する義務を負わないものとします。

2 本サービスを閲覧するために手段として利用する会員の通信、システム機器に障害が発生したとしても会員がみずからの責任と費用負担により、それを解決するものとし、当社及び本サービスに関する情報提供元はその原因調査及び解決する義務を負わないものとします。

3 当社及び本サービスに関する情報提供元は、会員が本サービスを利用になったことで生じた、或いは利用にならなかったことにより生じた直接的な損害及び間接的な損害(拡大損害)の賠償を一切いたしません。

4 当社及び本サービスに関する情報提供元は次に掲げる事項の何れかにより生じる会員の損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 本サービスの情報内容の誤謬。
- (2) 本サービスの情報伝達の遅延及び不能。
- (3) 通信回線及びシステム機器の障害。
- (4) その他天災地変などによる障害等。

準拠法、合意管轄

第 11 条 本約款に関する準拠法は日本国法とします。

2 本サービスの利用において訴訟の必要が生じた場合には、その第一審管轄裁判所を、広島地方裁判所とするものとします。

3 本サービスの利用において、本約款及び本約款にない事項について疑義が生じた場合には、その他の法令等諸規則、約款、約款等により取り扱うものとします。

約款の変更

第 12 条 当社は、約款及び本サービスの名称を変更できるものとします。約款を変更する場合、当社は当社ホームページに変更内容を掲載し、掲載日より 7 日経過した日をもって、約款変更の手続が完了し、変更後の約款が全ての会員に対し、適用されるものとします。

2 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示若しくはその他の必要を生じた時は、変更できるものとします。

2020 年 4 月 1 日

ひろぎん証券株式会社